

## 第 91 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）の一部  
を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 項中「親族」の次に「（配偶者の子を除く。）」を加える。

第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第16条の 3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子又は当該職員の子であって規則で定める者を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子育て部分休暇を新設するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 92 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「同条例」を「勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「、勤務時間条例第 16 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇」を、「当該介護時間」の次に「、当該子育て部分休暇」を加え、同条第 3 項本文中「減じた時間」の次に「（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）」を加え、同項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、「時間を減じた時間」の次に「（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子育て部分休暇の新設に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 93 号議案

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田区国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 36 条第 1 項」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 2 中「第 52 条」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 3 中「第 52 条の 2」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 4 中「第 53 条」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 5 中「及び第 54 条の 3 第 3 項から第 5 項まで」を「並びに第 54 条の 3 第 4 項及び第 7 項から第 9 項まで」に改める。

第 9 条の 6 中「第 54 条の 2」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 23 条第 1 項中「6 か月」を「6 月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として 1 年）」に改める。

第 27 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をし、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 23 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法の改正等に伴い、特別療養費の支給等に関する規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 94 号議案

大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア糶谷の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア糶谷の供用停止に関する条例

大田区立シルバーピア条例（平成 5 年条例第 8 号）に規定する大田区立シルバーピア糶谷は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立シルバーピア糶谷の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 95 号議案

大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム  
糎谷の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム  
糎谷の供用停止に関する条例

大田区立特別養護老人ホーム条例（昭和 62 年条例第 34 号）に規定する大田区  
立特別養護老人ホーム糎谷は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの  
間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立特別養護老人ホーム糎谷の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の  
期間、その供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出  
する。

第 96 号議案

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例  
大田区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和 62 年条例第 35 号）の一部を  
次のように改正する。

別表第 1 大田区立糀谷高齢者在宅サービスセンターの項中「西糀谷二丁目 12  
番 1 号」を「蒲田二丁目 8 番 8 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 10 月 30 日から施行する。

（提案理由）

大田区立糀谷高齢者在宅サービスセンターの一時移転のため、条例を改正する  
必要があるため、この案を提出する。